

くまもと農業経営・就農・継承支援事業

<事業目的>

担い手の経営改善や法人化を支援します。

<背景/課題>

- ・ 高齢化や後継者不足等で農業者が減少する中、グローバル化が進展し、農業者の経営課題は複雑化しています。
- ・ 認定農業者や地域営農法人等の担い手の経営力向上を図り、持続的かつ安定的な経営の確立や、戦略的な農業経営の展開が急務となっています。

<事業内容>

- 1 農業経営・就農支援体制整備推進事業 58,045 千円
県では、新規就農、経営相談、経営継承の各機能を一本化した「熊本県農業経営・就農支援センター」を設置し、専門家を中心とする支援チームを派遣して、新規就農、農業経営の法人化、円滑な経営継承等に関する経営相談、経営診断などの取組みを実施します。

○事業実施主体

熊本県

○委託先

一般社団法人 熊本県農業会議

<相談窓口>

熊本県農業経営・就農支援センター

運営事務局：一般社団法人熊本県農業会議

【住所】〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 本館9階

【TEL】096-384-3333

【FAX】096-385-1468

【Mail】43ninaite@nca.or.jp

【お問い合わせ先：担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

相談・派遣 無料

センターHPは
こちら ▼▼▼



経営を
改善したい

法人化
したい

農業法人等に
就職したい

第三者に
継承したい



©2010熊本県くまモン

農業を
始めたい

親から
経営を
引継ぎたい

就農から経営発展、継承までを
ワンストップで相談対応します。

お問い合わせ先

熊本県農業経営・就農支援センター

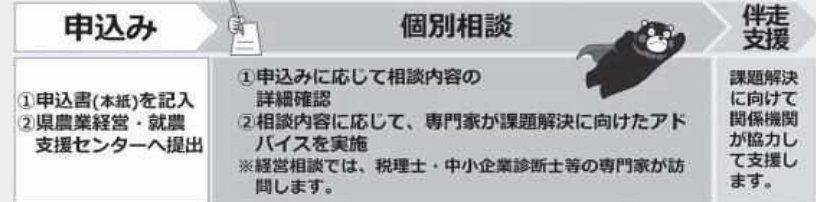
(一社) 熊本県農業会議内

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1(県庁 本館9階)

TEL 096-384-3333 FAX 096-385-1468 Email center@kuma-farm.jp

受付 月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00

申込みから具体的な相談の流れ



県庁、地域(各農業普及・振興課)相談窓口

県担い手支援課	熊本市中央区水前寺6-18-1	☎096-333-2382 FAX:096-382-6934
県央広域本部	熊本市中央区水前寺6-18-1	☎096-333-2778 FAX:096-333-2781
宇城地域振興局	宇城市松橋町久具400-1	☎0964-32-0351 FAX:0964-32-0373
上益城地域振興局	上益城郡御船町辺田見396-1	☎096-282-3010 FAX:096-282-0303
県北広域本部	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4279 FAX:0968-25-5401
玉名地域振興局	玉名市岩崎1004-1	☎0968-74-2135 FAX:0968-74-2194
鹿本地域振興局	山鹿市山鹿1026-3	☎0968-44-2118 FAX:0968-44-2134
阿蘇地域振興局	阿蘇市一の宮町宮地2402	☎0967-22-0622 FAX:0967-22-3563
県南広域本部	八代市西片町1660	☎0965-33-3479 FAX:0965-33-4540
芦北地域振興局	葦北郡芦北町芦北2670	☎0966-82-5194 FAX:0966-82-2373
球磨地域振興局	人吉市西間下町86-1	☎0966-24-4117 FAX:0966-24-4144
天草広域本部	天草市今釜新町3530	☎0969-22-4262 FAX:0969-22-5054

※又は、お住まいの市町村、農業委員会、JAにお問い合わせください。

申込み書 熊本県農業経営・就農支援センター 宛て FAX: 096-385-1468 お申込みフォーム⇒

相談者(法人)				(歳)
住所				
連絡先	TEL	FAX	Email	
経営内容	<input type="checkbox"/> 米麦作 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 畜産 <input type="checkbox"/> その他 ()			
相談内容 (該当する項目に☑してください)	<input type="checkbox"/> 就農相談 (<input type="checkbox"/> 新規に就農したい <input type="checkbox"/> 農業法人等に就職したい) <input type="checkbox"/> 他()			
	<input type="checkbox"/> 経営相談 (<input type="checkbox"/> 経営改善 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> 雇用・労務) <input type="checkbox"/> 税制 <input type="checkbox"/> 他()			
	<input type="checkbox"/> 継承相談 (<input type="checkbox"/> 経営移譲したい <input type="checkbox"/> 経営を引き継ぎたい) <input type="checkbox"/> 他()			

※お申込み後、改めてセンターよりご連絡させていただきます。申込書に記載いただいた個人情報の利用に関しては、業務以外には使用せず、また御本人の同意がない限り第三者には提供しません。

新規就農者育成総合対策事業

(経営発展支援事業※、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業)

※経営発展支援事業(通常枠、地域計画早期実現支援枠)

(補正の場合は世代交代・初期投資促進事業(世代交代円滑化タイプ、初期投資促進タイプ))

<事業目的>

就農時の機械・施設導入や親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組み及び新規就農者へのサポート体制の充実を支援し、就農者数の増加、就農後の定着の更なる促進を図ります。

<背景／課題>

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、国内の農業従事者は減少し、高齢化も進展しています。新規就農者も同様に減少傾向であり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人材の一層の呼び込みと定着を図る必要があります。

<事業内容>

- 1 機械導入支援(国事業名：経営発展支援事業(世代交代・初期投資促進事業))
 - ①親元就農を含む新規就農者が行う機械・施設・家畜の導入、果樹・茶の改植等に係る経費及び②専門家活用等の経営移譲に要する経費や修繕・移設・撤去等に係る経費の助成。
- 2 技術力・経営力強化支援(国事業名：新規就農者誘致環境整備事業)

地域の伴走機関が行う研修農場の機械・施設導入や新規就農者への技術指導等に係る経費の助成。
- 3 新規就農者の誘致体制の整備支援(国事業名：新規就農者誘致環境整備事業)

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築や誘致の実践、就農前後の者をトータルサポートするために係る経費を助成。

<事業実施主体>

- 1 就農時50歳未満の認定新規就農者、認定農業者(親元就農者も対象)
- 2及び3 市町村・協議会・民間団体等

<補助率>

- 1 ①国1/2、県1/4、②国1/3、県1/6
- 2 国1/2、事業主体1/2
- 3 定額

<採択要件>

- ・1の事業は青年等就農計画の認定や自己負担分は融資を受けることなど、小事業毎に要件が異なるため、要件の詳細は、担当課におたずね下さい。
- ・1～3の事業は、取組み計画に応じて採択されます(ポイント制による採択)。
- ・補助金交付の流れは以下のとおりです。
 - …1 国(全国農業会議所)→県→市町村→新規就農者、認定農業者
 - …2及び3 国(全国農業会議所)→県→事業主体

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

中高年就農支援事業

<事業目的>

企業との人材獲得が競合しにくい、50歳代の新規就農者を対象に、就農を支援することで、新規就農者の確保と定着を図る。

<背景／課題>

新規就農者は毎年減少しており、特に、若年層の減少が新規就農者全体の減少に一因となっている。一方、本県には企業の進出が進んでおり、今後も若年層を中心に人材獲得は厳しさを増す可能性が高くなっている。

農業における担い手は、50歳代以上が多数であり、50歳代で就農しても、今後担い手として十分に活躍可能である。50歳代の就農相談は、年々増加しているものの、研修支援については国の支援がなく就農へのハードルが高いことから就農者は増加していない。

<事業内容>

1 中高年就農研修支援事業

熊本県内に就農予定で、就農時50～59歳の独立自営就農を目指す方が対象。県内認定研修機関で研修を行う場合に最大120万円/年（県60万円、市町村60万円(任意)）を支援。

最長1年間。 ※原則、前年所得が600万円未満のものを対象。

2 中高年就農初期投資支援

熊本県内に事業実施の年度又は前年度に就農（就農時50～59歳）し、認定新規就農者、又は認定農業者になった者が行う機械・施設等の導入を支援。補助対象事業費上限500万円。

<事業実施主体>

1 県または市町村

2 市町村

<補助率>

1 県1/2、市町村1/2（市町村交付が無い場合は県分のみ交付）

2 県1/3、市町村1/6

<採択要件>

- ・ 1の事業は、研修終了後に独立自営就農する方が対象で雇用就農は対象外です。
- ・ 2の事業は、市町村で青年等就農計画又は経営改善計画の認定を受ける必要があります。
- ・ 詳細な要件は、担当課におたずね下さい。

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業

<事業目的>

土地利用型農業を中心に農地の主たる担い手である地域営農組織の組織化・法人化を強力に進め、地域農業の担い手の育成・確保を進めます。また、地域営農組織の再編・統合、経営継承により、持続可能で強固な経営基盤を持つ地域営農法人を育成します。

<背景／課題>

- ・ 農業従事者の高齢化に伴い今後農業就業人口の減少が避けられない状況です。
- ・ 地域営農組織は地域農業を存続させるための担い手としてその重要性が高まることは必至です。

<事業内容>

1 組織化・法人化支援（県）

地域営農組織の組織化や法人化、経営継承を目的とした、セミナーの開催や専門家派遣等で支援する活動を助成します。

- ・ 事業実施主体：熊本県担い手育成総合支援協議会
- ・ 補助率：定額

2 集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業（国）

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に必要なビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

- ・ 事業実施主体：市町村（要予算措置）
- ・ 補助率：集落ビジョン策定、若者等の雇用、高収益作物の試験栽培等及び組織の法人化は定額、共同利用機械等の導入は1/2以内

3 集落営農経営進化モデル事業（県）

将来にわたる地域営農維持のため、地域営農組織の多様な担い手の確保・経営改善の方向性別にモデル地区を設定し、人材育成・経営力向上を集中的に支援します。

- ・ 事業実施主体：熊本県
- ・ 委託先：熊本県農業協同組合中央会

【お問い合わせ先：熊本県担い手支援課 担い手支援班（直通 096-333-2382）】

担い手への農地集積・集約化に関する事業

<事業目的>

地域の農地所有者とその利用者による話し合い活動に基づいて、認定農業者や地域営農組織等の担い手へ農地を集積・集約しながら、地域の農業を維持・発展させる取組みを推進します。

<背景/課題>

農地を遊休化させず担い手となる農業者等へ引き継いでいくとともに、土地利用型農業等を中心として規模拡大とコスト削減による稼げる農業を確立することが急務となっています。

<事業内容>

1 農地集約化促進事業（国）

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる農作業委託のうち、要件を満たしたものに対して、以下の交付金を交付します。

農地集約化促進事業の各メニューの要件等比較表

タイプ	集約化加速タイプ			地域集約化実現タイプ
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ	
1 対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」			
2 交付要件	<p>【共通要件】</p> <p>(1) 事業実施年度の前年度の2月未から事業実施年度から起算して5年目の年度（以下、「集約化目標年度」）までに以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>① 地域の農地面積に占める団地面積が10ポイント以上増加すること</p> <p>② 地域の農地面積に占める団地面積が20ポイント以上増加すること</p> <p>③ 団地面積の割合が30%以上の「地域」において団地又は独立する1筆の団地の平均面積が1.5倍以上となること</p>	<p>(2) 交付対象農地となる団地が次の面積規模要件を満たすこと</p> <p>① 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること</p> <p>※ 中山間地域は7.5ha、農園地は2ha、北海道は35ha</p> <p>② 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること</p>	<p>(4) 事業実施年度の前年度の2月未から集約化目標年度までに受け手不在農地等を団地化し誘致団地を形成すること</p> <p>(5) 誘致団地に関連する農地について、10年以上の中間管理権を設定すること</p> <p>(6) 集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな担い手に転貸すること</p>	<p>(7) 目標地域内の農地面積に占める目標地域における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること</p> <p>(8) 農地バンクの活用率が一定割合以上であること</p> <p>① 二穀地域：80%超</p> <p>② 中山間地域 i：60%超80%以下 ii：80%超</p> <p>※ 農地バンクの活用率 農地バンクへの総貸付面積 「地域」の農地面積</p>
3 団地	2筆以上で隣接した1ha以上の農地 ※ 中山間地域・農園地は0.5ha、北海道は6ha	2筆以上で隣接した5ha以上の農地 ※ 中山間地域は2.5ha、農園地は1ha、北海道は10ha	2筆以上で隣接した4ha以上の農地	2筆以上で隣接した1ha以上の農地 ※ 中山間地域は0.5ha
4 交付単価	2の(1)の①：1.0万円/10a 2の(1)の②③：3.0万円/10a ※ 農作業受託・受け手不在農地の場合上記単価に0.5を乗じた単価	5.0万円/10a	5.0万円/10a	2の(8)の①：2.0万円/10a 2の(8)の②のi：2.0万円/10a 2の(8)の②のii：2.5万円/10a
5 交付対象農地	(1) 対象期間内のうち新たに団地化した面積	(2) 5の(1)のうち2の(2)の要件を満たす耕作者の新たに団地化した面積	(3) 誘致団地の農地面積	(4) 対象期間内の貸付面積から再貸付面積及び貸付期間10年未満の農地を除いた面積

2 【耕作放棄地解消事業（国）】

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構又は市町村が行う、機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構 市町村
交付額	再生作業：定額（上限43千円/10a） 土づくり：定額（上限10千円/10a）
対象農地	地域計画区域内の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な基盤整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理権を10年以上設定すること 耕作者が農地の所有者でないこと 本事業の交付を受けたことのある遊休農地ではないこと

【お問い合わせ先：担い手支援課 農地集積・利用推進班 096-333-2376】

企業の農業参入トータルサポート事業

<事業目的>

農業の担い手の減少が続く中、企業の農業参入を多様な担い手の確保及び地域活性化の起爆剤として位置付け、地域との調和を図りながら農業に参入する企業に対し総合的な支援を行うことにより、更なる企業の農業参入の促進と定着化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 近年の傾向として、食品関連企業による原料確保や自社ブランド向上、企業と地域とが連携した新たな産地化、福祉事業者による農業参入などが増加しています。
- ・ 今後は、さらなる新規参入企業の誘致と既参入企業の経営安定が課題となっています。
- ・ 県南市町村について、企業の農業参入により地域振興を後押しする。

<事業内容>

- 1 農業参入企業発掘・誘致事業
①企業訪問、②セミナーの開催等
- 2 参入企業スタートアップ支援事業
①農業参入ビジネスモデル構築支援、②地域調和型企业支援
- 3 参入企業ステップアップ支援事業

<事業主体>

- 1：県、 2①②、3：参入企業

<補助率>

- 2①：県 1/3 以内（上限 200 千円）※県南市町村 1/2 以内
2②：県 1/3 以内（但し農地利用状況等により上限設定上限 500～1,000 万円/社）
※県南市町村 1/2 以内
3：農地所有適格法人 県 1/2 以内
農地所有適格法人以外 県 1/3 以内
※県南市町村 1/2 以内

<採択要件>

- 2①、②：熊本県内において農業に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。
3：熊本県内において農業に参入する企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

企業の農業参入トータルサポート事業

[流通アグリビジネス課]

○本県の農業を支える担い手が減少する中、企業等の農業参入には、新たな担い手として産地の維持・発展、地元雇用の創出等による地域全体への経済波及効果が期待される。
 ○市町村や県関係機関等と連携し、地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動を支援する。また、農業参入企業の6次産業化や規模拡大に係る施設整備や機械導入を支援する。

<現状・課題>

【現状】

- 他産業からの農業参入は、着実に増加（R5まで県全体262件、前年から+9件）
- 食関連企業の参入が増加傾向（約3割）



➡目指すべき姿

産地の維持・発展、地元雇用の創出
 地域全体への経済波及効果

【課題】

- 経済効果がある大規模企業の参入が少ない
 →食関連企業の輸入原料の国産化や自社生産を支援



- 県南地域への農業参入が県北の半数程度
 → 本県の均衡ある経済発展
 → 県南地域への参入促進

<事業概要>

01 農業参入企業発掘・誘致事業

- 誘致活動の強化、展示会等への出展、企業訪問、相談対応
 「農業参入フェア」（東京・大阪）、「企業タイアップセミナー」（東京）
 市町村との地域調和協定締結支援、フォローアップ



02 参入企業スタートアップ支援事業

- 農業参入時の販路開拓等支援（ソフト）
- 初期投資（機械設備等）への支援（ハード）
- 主な要件 参入後3年以内
- 補助率：1/3、県南地域（八代・芦北・球磨）1/2

03 参入企業ステップアップ支援事業

- 6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等への支援（ハード）を行う。
- 補助率：1/3、県南地域・農地所有適格法人 1/2

<イメージ図>

